

福岡県公報

平成二十三年十月十四日
第三千三百十五号
増刊 ②

目次

告示(第七百二号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課)……………一

正誤

○海岸保全区域の指定(平成二十三年九月福岡県告示第千四百九十四号)中正誤

……………二

告示

福岡県告示第七百二号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十四日

福岡県知事 小川 洋

三池港(4)臨港交通施設の表道路の項中

内港北1号線	大牟田市新港町6番地の37	15.5	2,275
	大牟田市西港町1丁目22番の9		

を

内港北1号線	大牟田市新港町6番地の37	15.5	2,275
	大牟田市西港町1丁目22番の9		
三池港南北線	大牟田市新港町1-198地先	16.25	1,520
	大牟田市新港町1-187地先		

に改める。

正誤

23 ・ 9 ・ 5	発行 年月日
3301 増刊①	公報 番号
告示	種類
1494	同上 番号
1	ページ
○	上
	下
後から 3	行
	備考
地区の豊前豊後沿岸北九州全域 の福岡県告示第二十八十五号 月○福岡県告示第二十八十五号 号○の豊前豊後沿岸北九州全域 地区の豊前豊後沿岸北九州全域	正
）三十三号 第百十四号 三月福岡県告示第二十八十五号 ）三十三号 第百十四号 三月福岡県告示第二十八十五号	誤